

高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実



人権擁護の確立

【現状と課題】

我が国は、2020 (令和2) 年に総人口に占める 65 歳以上人口の割合が 28.7%に達し、4 人に 1 人が高齢者という超高齢社会を迎えました。内閣府は、2060 (令和42) 年には 2.5 人に 1 人が 65 歳以上、4 人に 1 人が 75 歳以上になると予測しています。市の高齢化率は、2021 (令和3) 年 3 月末時点で 32.9% (61,900 人) と 5 年前との比較では 2.8 ポイント増加しています。

国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいをもって過ごすことができる社会をめざし、1995 (平成7)年に制定された「高齢社会対策基本法」では、基本理念や総合的に推進する施策の基本的枠組みが示されました。

しかし、法はその前文で、「高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れており、早急に対応すべき課題は多岐にわたる」と指摘しています。

高齢者が可能な限り自立して快適な老後生活を送るためには、まず、各種の公的年金制度や公的扶助により所得が保障されることが求められます。また、加齢とともに医療の必要性も高まることから、医療制度に基づく医療の保障が必要となります。特に、高齢者の医療に関しては、健康の増進、疾病の予防から治療、リハビリテーションなど、個々の高齢者の心身の状況に応じて適切な保健・医療サービスが提供されなければなりません。

さらに、疾病などにより高齢者が自力で生活できなくなったときには、在宅や施設において必要とする介護を受けられることなど、保健・医療サービスとの連携を図りながら、様々な福祉サービスが保障されることも求められます。介護についても介護する人の負担からみるだけでなく、介護を受ける高齢者の立場で考えるというように、高齢者を福祉の権利主体として捉える視点が大切です。

その上で、高齢者の意思や自己決定を最大限に尊重しつつ、必要とされる援助を行うという「自立への支援」の姿勢が求められるのです。

市民意識調査では、「高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときか」との問いに対し、前回調査に引き続き「悪徳商法による高齢者の被害が多い」(53.9%)が最も高く、近年の特殊詐欺や消費者被害の影響が表れているものと考えられます。次いで「情報が一人暮らしの高齢者に十分伝わらない」(40.8%)であり、「その他」の自由記述でも高年層に対する各種の情報不足の声が寄せられていることから、高齢者への情報の伝達方法等を工夫していく必要があります。

しかし、介護を必要とする高齢者がいる一方で、働く意欲と能力をもち、可能な限り自立 して快適な生活を送りたいと考えている高齢者も数多くいます。

高齢者が生きがいをもって生活していくためには、その能力と意欲に応じて就業の機会があり、様々な社会活動に参加することや、安価で暮らしやすい住宅の確保とともに、安全で高齢者にやさしいまちづくりなど、生活環境の改善が望まれています。

また、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待、高齢者の 財産を本人に無断で家族等が処分する事案が発生しているほか、高齢者を標的とした詐欺 の多発など、高齢者の生活を脅かす問題が起こっています。

こうした状況に対し、2006(平成18)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、家族及び親族等の養護者並びに介護施設職員による高齢者虐待の防止だけでなく、養護者に対する相談や指導及び助言の支援が盛り込まれました。

市では、介護保険サービスと高齢者福祉サービスの今後の方向性や取組を示す『上越市 介護保険事業計画』並びに『高齢者福祉計画』を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心 して暮らしていくことができるよう、必要なサービスや事業に取り組んでいます。引き続 き、誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく 暮らせる地域社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

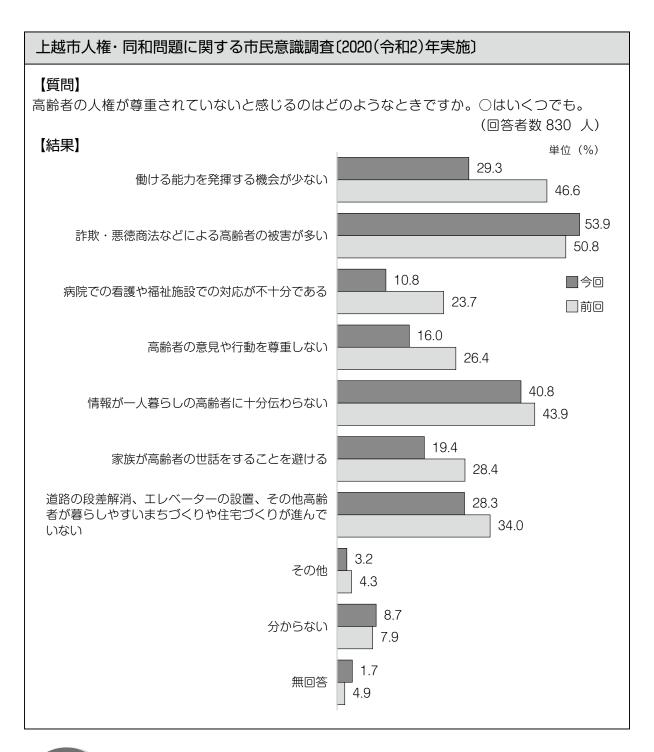
【施策の基本方向】

高齢者に対する虐待や家族による財産の不正使用、詐欺・悪質訪問販売・悪徳商法による財産の侵害などが生じないよう、高齢者の人権を尊重する意識の普及、高揚を図る啓発活動を推進します。また、被害者からの相談については、国・県・人権擁護機関・人権団体と連携し的確に対応します。

【実施施策】

- (1) 高齢者の相談支援の実施(すこやかなくらし包括支援センター) 高齢者の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を 行います。
- (2) 権利擁護の推進(すこやかなくらし包括支援センター) 高齢者の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が 適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しなが ら、必要な支援を行います。
- (3) 人権啓発の推進(人権・同和対策室、すこやかなくらし包括支援センター) 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消 するため、広報上越や市ホームページなどによる啓発活動を推進します。人権侵害が 発生した場合は、事実関係を調査し、加害者にその行為が人権侵害であることを理解 させるなどの教育指導・啓発を行います。

また、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度の周知を行います。



第2節

人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

本格的な高齢社会を迎え、一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の割合が増加し、同居世帯が減少していく中で、地域社会において、高齢者が子どもや他の世代と触れ合う場が少な

くなっており、両者の交流がより求められています。

学校、家庭、地域などあらゆる場で、人々が積極的に高齢者と交流し、共に学習し合う ことを通して、高齢者の生き方や願いを理解し、互いを認め合う人間関係の構築に取り組 む必要があります。

高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現をめざして、高齢者の 人権について市民の理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者の実態を正しく把握し、高齢者の人権の尊重と生きがいの保障の実現を社会全体の課題と認識し、共に解決していこうとする意識の醸成に取り組みます。

また、市民が、高齢者の生き方や高齢社会の在り方についての学習を通して、高齢者に対する偏見や差別、虐待の問題に気付くとともに、自分自身の課題として捉え、主体的に解決する意識を高めます。

さらには、高齢者の自立と社会参加を図る高齢社会の実現をめざして、世代を超えて互いを認め合う人間関係づくりに取り組むとともに、教育関係者は、高齢者の人権に関わる研修を深め、学習及び活動の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協力して啓発や情報提供に取り組みます。

【実施施策】

- (1) 市職員の資質の向上(人権・同和対策室) 市職員一人ひとりが、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果た すことができるよう研修を実施します。
- (2) 教職員の資質の向上(学校教育課) 高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。 このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修を実施します。
- (3) 学習と交流の機会の充実(社会教育課) 地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた 学びや交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生 かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を高める活動を推進します。
- (4) 人権啓発の推進(人権・同和対策室、すこやかなくらし包括支援センター) 高齢者の人権について、高齢者も含めた市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や 差別、虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」の実施や 広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。



社会参加の推進

【現状と課題】

高齢者が生きがいをもって生活していくためには、その能力と意欲に応じた就業や地域活動への参加など、地域社会とのつながりを持つ様々な社会活動に参加する機会を持つことが大切です。

我が国の高齢者の就業状況をみると、2020 (令和2) 年度の65歳以上の労働力人口は922万人、全体に占める割合は13.4%となっています。「高年齢者等雇用の安定等に関する法律」に基づき、事業主に対して定年の引上げや継続雇用制度の導入を義務付けていることにより、高齢者の就業は更に促進されていくものと考えられます。

また、高齢者の社会参加を推進するためには、高齢者自身が社会における役割を見出し、 生きがいをもって積極的に社会に参加できるように、社会環境を整備することが重要になります。

市では、人としての尊厳を保ちながら自らの意思で行動し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくるため、1999(平成11)年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。また、条例に基づいて『上越市人にやさしいまちづくり推進計画』を策定し、バリアフリーだけではなく年齢や性別、個人の様々な状況、能力等を問わず、あらゆる人の利用を可能にするユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら人にやさしいまちづくりを推進してきました。2007(平成19)年には『公共建築物ユニバーサルデザイン指針』を策定し、公共建築物のユニバーサルデザイン化を進めています。

これからも推進計画に沿った施策の展開を図りながら、高齢者を始めとする全ての市民の基本的人権が尊重され、社会参加の機会が確保される豊かで住みよい地域社会の形成を総合的・体系的に推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者の就業が今後更に進むことを踏まえ、高齢者がその意欲と能力に応じて就業する ことができる多様な機会を確保し、働ける能力を発揮できるように取り組みます。

また、高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯 学習の機会を確保するとともに、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会活動 への参加を促進します。

さらには、高齢者の社会活動への参加機会の確保や生きがいのもてる生活の実現のため に、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。

【実施施策】

- (1) シルバー人材センターの支援(高齢者支援課) 高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生か すシルバー人材センターの支援を行います。
- (2) 社会参加の機会確保(高齢者支援課)

生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。

- (3) 相互で助け合う体制づくりの促進(高齢者支援課) ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。
- (4) ユニバーサルデザインの推進(共生まちづくり課、高齢者支援課) 高齢者が安全・安心で快適に利用できる施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。



社会福祉の充実

【現状と課題】

2000 (平成12) 年4月にスタートした介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、 給付と負担の関係が明確な社会保険方式により社会全体で介護を支える仕組みであり、ま た、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できる制 度です。

市では、「誰もが生涯を通じてこころとからだのすこやかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまち」をめざして、全ての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができ、必要なときに必要な保健・医療・福祉サービスを受けることができるまちづくりに向け、様々な取組を行ってきました。

市の介護保険の認定者数は、スタート時点では4,533人でしたが、2021(令和3)年3月末には12,531人となっています。市では、2021(令和3)年度~2023(令和5)年度を計画期間とする『上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画』を2021(令和3)年3月に策定し、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念として各種の施策を実施しています。

主な施策として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、 介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、地域における見守り体制と医療・介護・ 福祉の多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供することで、持続可能な 高齢者保健福祉サービスの環境整備を図っています。

一方、健康寿命の延伸と質の高い満足した生活を実現するには、寝たきりの原因である 脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防することが重要です。このため、市 では生涯にわたる健康を一貫して支援する体制を整え、訪問活動を中心とした保健活動に 取り組んでいます。

介護保険制度の運営や生涯にわたる健康づくり活動の実施に当たっては、高齢者を始め、 全ての市民が人間としての尊厳を保ちながら、その有する能力に応じて自立した日常生活 を営むことができ、また、生涯現役として生きがいのある人生を送れるように、市民の立 場に立って総合的・体系的に推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの定着を図ります。

また、介護を必要とする高齢者を支援するため、専門的知識・技能を有する人材を幅広く確保し、資質の向上を図るとともに、相談体制の整備やサービス提供事業者が自らサービスの質の向上と質の均衡・維持を図ることができるように支援します。

さらには、介護保険事業や介護予防、認知症施策を推進するとともに、介護が必要な高齢者等が在宅で安心して生活することができるよう、在宅福祉サービスを提供し、高齢者とその家族の負担軽減を図ります。

【実施施策】

- (1) 地域包括支援センターの運営(すこやかなくらし包括支援センター) 身近な地域の相談機関である地域包括支援センターにおいて、高齢者の日常生活や 介護、健康等の相談に応じるとともに、関係機関と連携し必要な支援につなげます。
 - また、地域ケア推進会議を開催し、高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう、地域の支援者と連携しながら見守り等の必要な支援体制を整備します。
- (2) 介護支援専門員の資質向上(高齢者支援課、すこやかなくらし包括支援センター) 支援が必要な人の自立支援や重度化防止につながるケアマネジメントができるよう に、研修を継続的・体系的に実施し、介護支援専門員の資質の向上に取り組みます。
- (3) 介護保険運営協議会の開催(高齢者支援課) 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・ 策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。
- (4) 介護相談員派遣事業の実施(高齢者支援課) 利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣 事業」を行います。

- (5) 個別訪問型保健指導の実施(健康づくり推進課) 介護予防事業として、脳血管疾患や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。
- (6) 認知症初期集中支援チームの設置(すこやかなくらし包括支援センター) 認知症専門医、保健師、社会福祉士及び認知症地域支援専門員などで構成する認知 症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族の相談に応じ、専門医の受診や介護 サービス等につなげます。

第8章

子どもの人権の確保



人権擁護の確立

【現状と課題】

近年、我が国においては、急速な少子化が進行し、核家族化の進展や地域のつながりの 希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや虐待、貧困など、子ど もの人権と安全・安心を脅かす様々な事案も発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、子どもの人権を確保するためには、まず子ども自身に対して自分が持っている権利を分かりやすく知らせることが重要であり、大人も子どもの権利を正しく理解することが必要です。

市では、1989 (平成元) 年の国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」という。) の精神を踏まえ、2008 (平成20) 年4月に「上越市子どもの権利に関する条例」を施行し、条例に基づき策定した『子どもの権利基本計画』に位置付けた子どもの権利に関する各種施策を計画的に推進してきました。

2020 (令和2) 年 3 月には、子ども・子育てに関する取組をより一層推進するため、『子ども・子育て支援事業計画』と『子どもの権利基本計画』を一体化した『子ども・子育て支援総合計画』を策定しました。

この計画に基づき、権利の侵害から子どもを救うことができるように、侵害の早期発見 や相談体制の充実、関係機関との連携を引き続き図っていきます。

【施策の基本方向】

「子どもの権利条約」と「上越市子どもの権利に関する条例」の趣旨に基づき、全ての子どもの権利が大切にされ、自信をもってすこやかに生活できる社会づくりをめざします。また、子どもの権利の侵害からの早期救済と擁護、さらには相談窓口の整備や関係機関との連携体制の強化を図り、迅速かつ円滑な対応を行います。

【実施施策】

- (1) 子ども・子育て支援総合計画の推進(こども課) 『子ども・子育て支援総合計画』に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子 ども・子育て会議において進捗管理を行います。
- (2) 子どもの虐待予防の推進(すこやかなくらし包括支援センター) 子どもの虐待防止を図るため、児童相談所や教育機関、警察署などの関係機関によ

り構成する上越市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、保育園や学校等の職員を対象に虐待対応研修会や市民啓発を

行っていきます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などの機会を通して、保健師や家庭児童相談員等が不安や負担感を抱える保護者への支援を行います。

(3) 若竹寮の管理運営(こども課)

「児童福祉法」に基づき、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させ、 その自立を支援します。

(4) 母子生活支援施設の運営(こども課)

「児童福祉法」に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。

(5) 生徒指導への支援(学校教育課)

教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修を実施します。

(6) やすづか学園(※)運営費の補助(福祉課)

自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちの傷ついた心を癒し、自信を 取り戻して自立できるよう支援します。

※やすづか学園:小学4年から中学3年までのいじめや不登校に悩む児童・生徒を対象とした全寮制フリースクール

(7) 子育て関連施設等における相談の実施(保育課、こども課) 保育園、こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応

じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。 (8) 子どもの悩み相談の実施(健康づくり推進課、学校教育課)

助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談 (子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や理解の 普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。

また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の社会的自立をめざした学校復帰や希望する進路実現のための助言や支援を行います。

(9) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動(福祉課) 常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。

(10) JASTじょうえつあんしんサポートチーム(※)(学校教育課)

学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、 チームによる支援を行います。

※JAST:ジャストとは、上越(J)、安心(A)、サポート(S)、チーム(T)の頭文字をとった名称。学校訪問カウンセラー、ソーシャルワーカー、臨床心理士、担当指導主事のほか、必要に応じて顧問弁護士がチームとなり学校を支援する。

- (11) いじめ問題対策連絡協議会の運営(学校教育課) いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いなが ら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。
- (12) いじめ防止対策等専門委員会の設置(学校教育課) 重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門 的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- (13) いじめ問題再調査委員会の設置(総務管理課) 市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果 について必要な調査を行います。
- (14) 性同一性障害に係る児童・生徒への的確な対応(学校教育課、人権・同和対策室) 「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015 年4月30日文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ 細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職 員を対象とした研修を実施します。



人権教育・啓発の推進

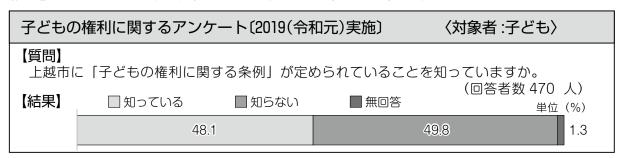
1 理解の普及と意識の啓発

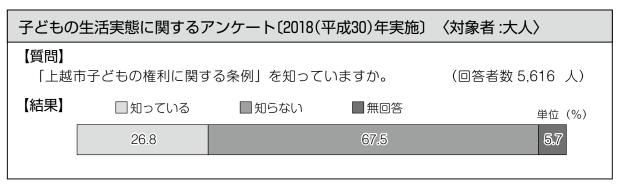
【現状と課題】

2019(令和元)年に470人の子どもを対象に実施した「子どもの権利に関するアンケート」では、「子どもの権利条例」の子どもの認知度は、前回調査〔2014(平成26)年2月〕から17ポイント増加しました。

一方、2018(平成30)年に6,714人の大人を対象に実施した「子どもの生活実態に関するアンケート」では、「子どもの権利条例」の大人の認知度は低い状態にあります。

子どもが一人の人間として家庭や社会の中で尊重され、安心して健康に生きる権利や、 子ども自身が一人の人間として夢や希望をもって生きる権利など、引き続き、「子どもの 権利」についての理解の普及と意識の啓発への取組が必要です。





【施策の基本方向】

子どもの権利に関わる取組を推進するに当たって、まずは子どもの権利を知ってもらう 必要があることから、「子どもの権利」の理解の普及と意識の啓発を図ります。

【実施施策】

(1) 子どもの権利に関する啓発(こども課)

広報上越や市ホームページなどを活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う とともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向け て「子どもの権利講座」を実施し、子どもの権利を大切にする意識づくりを推進します。

(2) 「子どもの権利」の理解の普及と意識の啓発(人権・同和対策室、社会教育課)

人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権啓発 DVD を活用した「地域人権懇談会」や小学校区単位で行っている「人権を考える講話会」を実施するとともに、講師派遣事業も実施します。

また、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。

(3) 虐待予防の啓発活動(すこやかなくらし包括支援センター)

子どもの虐待防止啓発を図るため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、 学校、病院等に配布するとともに、広報上越を活用し市民への啓発を行います。

2 教育と学習

【現状と課題】

全ての子どもの権利が大切にされ、子どもが自信をもって生きていくためには、「子どもの権利とは何か」を誰もが知ることが必要です。子どもが身近な生活の中で自分の権利を自覚し、他者の権利を尊重することができるように、子ども自身が「子どもの権利」を知ることが重要です。

乳幼児期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に人権尊重の精神の基礎を育むことは、乳幼児の成長にとって欠くことのできないものです。こうした認識に立って、幼稚園や保育園、認定こども園では一人ひとりの子どもの人権を大切にしながら、生活習慣の実態や発達の状況を十分把握し「基本的な生活習慣」の確立を図っていか

なければなりません。

就学後は、児童・生徒自身が子どもの権利を尊重することができる行動力をもてるよう に、人権感覚を育むための学習が必要です。

市では、小・中学生を対象に独自の学習プログラムを使用した「子どもの権利学習」を2012 (平成24) 年度から行っています。この学習会により子ども自身が権利を理解するとともに、毎年、継続実施することで意識の高まりがみられます。一方、広報上越や市ホームページなどによる啓発活動を通じて、誰もが子どもの権利を大切にする意識づくりを推進していますが、大人の認知度は低い状態にあります。

子どもの成長に対して大人が与える影響は非常に大きいものです。子どもの権利が大切にされる社会を実現するためには、子どもだけでなく、大人も子どもの権利を学習することが大切です。子どもが家庭や地域の中で人権感覚を養っていくことができるように、大人を対象とする子どもの権利に関する啓発や学習を推進します。

【施策の基本方向】

子どもの人権侵害を防ぐには、子ども自身が子どもの権利とは何かを理解し、自分の権利と同じように他者の権利を尊重することが重要であることから、子どもの権利に関する教育と学習を推進し、自他を大切にする心を育みます。

また、保護者を始め、地域住民や幼稚園、保育園、認定こども園、学校との連携強化を 図るとともに、教育・保育機関及び子ども・子育て支援に関する事業に取り組む人を対象 とした人権研修・啓発に取り組むことで、子どもの権利に関する理解と知識を深めます。

【実施施策】

- (1) 子どもの権利学習プログラム『えがお』を使った学習の推進(こども課) 小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒が、子どもの権利学習テキスト『えがお』を使用した学習を通じて、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続します。
- (2) 市職員、保育関係職員の資質の向上(こども課) 子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりの深い業 務に従事している職員を対象に研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。
- (3) 就学前教育における人権教育の充実(学校教育課、保育課)

幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心情や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。

子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育 環境の整備を進めます。

子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。

人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。

(4) 子どもとかかわりをもつ大人に対する支援(こども課)

民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかかわりのある大人が、子どもをめぐる 課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を実施します。

(5) 教職員研修の実施と子どもの権利学習への支援(学校教育課)

子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、教職員の研修を実施します。

また、学校における人権教育を支援するため、学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施するとともに、「人権問題に関する研究会 | への参加を奨励するなど、情報提供を行います。



社会参加の推進

【現状と課題】

子どもは自分に影響を及ぼすあらゆる事柄について、自らの意見を表明する権利や地域 社会に参加する権利をもっています。しかし、子どもに関わる様々な事柄は大人によって 決められている場合が少なくありません。

子どもは、自分の行動が誰かの役に立ったり、自分の意見が大切にされたりすることで、 自己肯定感や自信を獲得していきます。このような経験は、人との関わりの中でしか得ら れないものです。

子どもたちの豊かで柔軟な感性を地域に生かしていくためにも、子どもの社会参加のための取組の継続性を大切にし、子どもの意見を今後の地域のために役立てていくことが必要です。

【施策の基本方向】

子どもが豊かな人間性を育みながら、のびのびとすこやかに、自らの意思と力でたくま しく生きていくための環境づくりを推進します。

また、子どもを地域全体で見守り、育んでいく取組や、学校や通学路の安全対策を行うとともに、豊かな人間性を育むための様々な体験活動や子どもが地域社会に参加できる仕組みづくりを推進します。

【実施施策】

(1) 子どもボランティア参加推進事業(共生まちづくり課)

子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践 できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促 します。

(2) キャリア教育における職場体験等の実施(学校教育課)

人権感覚を養う学習の一環として、地域の方からの職業講話、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。

(3) 謙信KIDSプロジェクト(社会教育課)

心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊富で特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。

(4) 青少年教育事業(社会教育課)

地域の子どもを対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流を図る 事業等を行います。

(5) 家庭教育支援講座(社会教育課)

保護者及び地域住民を対象に、家庭のもつ教育力を高める講演会等を実施します。

(6) 青少年健全育成センター事業(青少年健全育成センター) 青少年の非行防止及び若者育成支援事業等を充実し、健全育成を推進します。

(7) 地域青少年育成会議(社会教育課)

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携 した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上をめざす地域青少年育成会議の活 動を推進します。

小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成をめざします。

青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、 保護司等との連携強化を図ります。

(8) 安全教室(市民安全課)

保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。

(9) 110 ばん協力車制度(市民安全課)

市民や市内事業所等に「110 ばん協力車」のステッカー貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。

(10) 安全安心まちづくり推進パトロール(市民安全課)

犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出 時に地域内の巡回を行います。

(11) 安全メール(市民安全課)

登録者に対し、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、災害や防犯、火災、 交通安全、その他(クマ、サルの出没等)の情報を発信します。

(12) 日本語支援事業(学校教育課)

早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を 行います。

(13) 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進)(学校教育課)

市立の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールとして、校長、教職員、 保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協 議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを 行い、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通して、児童・生徒が地 域の人から学んだり、地域に出て活動したりする教育活動がしやすくなり、児童・生 徒の社会参画への関心を高めます。



社会福祉の充実

【現状と課題】

障害のある子どもや経済的支援が必要な子ども、国籍、民族、宗教、言語等において少数の立場に属する子どもなどは、ともすると社会生活の中で偏見や差別を受けることがあります。

いかなる場合や状況等にあっても偏見や差別を受けることがないような体制を整備する ことが必要です。

【施策の基本方向】

全ての子どもが分け隔てられることなく、生まれながらにしてもっている権利を享受し、 その尊厳を保ちながら成長することができるように、よりよい環境づくりの推進や支援体 制の整備を行います。

具体的には、経済的な事情により教育の機会に格差が生じることのないように、経済的な支援を行うほか、障害のある子どもに対してのきめ細かい指導や支援を行います。

【実施施策】

(1) 子どもの発達支援(こども発達支援センター)

子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ 等のある子どもの特性に応じた療育支援を行い、子どもがすこやかに育つことができ る環境を整えます。また、就学に向けた切れ目のない支援により、小学校への円滑な 移行を進めるほか、こども発達支援センターを利用する子どもを対象に一時保育を実 施し、保護者の負担軽減を図ります。

(2) 児童扶養手当(こども課)

母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。

(3) 子ども医療費助成(こども課)

保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。

(4) ひとり親家庭等医療費助成(こども課)

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。

(5) 私立幼稚園等教育振興事業(教育総務課)

保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園等及び 園児保護者への助成を行います。

(6) 就学支援委員会(学校教育課)

特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。

(7) 特別支援学級(学校教育課)

小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。

(8) 学習指導支援事業(学校教育課)

通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。

(9) 奨学金貸付事業(学校教育課)

経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。

(10) 就学援助費補助事業(学校教育課)

経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の経済的な支援を行うことで、保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障します。

(11) 通学援助費(学校教育課)

遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。

(12) 上越市自立支援協議会の運営(福祉課)

障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。

(13) 障害児福祉手当(福祉課)

精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。

(14) 特別児童扶養手当(福祉課)

精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。

(15) 通所交通費の助成(福祉課)

市外の施設等へ定期的に通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。

(16) 障害児日中一時支援事業(福祉課)

日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等 で活動の場の提供などの支援を行います。

(17) 国際交流事業の推進(共生まちづくり課)

子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象に した異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを実施します。

- (18) 就学前教育における国際理解教育(保育課、学校教育課)
 - ア 保育・教育者の資質と指導力の向上

遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推 進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。

イ 保護者啓発の充実

外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充 実を図ります。

- (19) 学校教育における国際理解教育(学校教育課、共生まちづくり課)
 - ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実

外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導等の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。

イ 国際化に対応した国際理解教育の推進

外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。

ウ 母語による教科支援

上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・ 生徒を対象に日本語支援と並行して、必要と実態に応じて母語による教科支援を行います。

(20) 社会教育における国際理解教育(社会教育課)

「謙信 KIDS プロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、 伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。



様々な人権問題への 対応



様々な人権問題への対応

国の『人権教育・啓発に関する基本計画』 [閣議決定:2002(平成14)年策定、2011(平成23)年変更〕では、人権問題として同和問題や障害のある人、女性、高齢者、子ども、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者・元患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題が示されています。

また、今日では、性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別についての関心が高まっているほか、新潟水俣病患者に対する偏見や差別など新潟県固有の人権問題もあります。さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う差別事例も全国で相次いでいます。

それぞれ個別の問題に応じた人権擁護と人権教育・啓発を推進していかなければなりません。

1 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別

【現状と課題】

2020 (令和2) 年1月に、国内で最初の症例が報告された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全国各地に拡がりました。感染への不安や恐れから、感染者やその家族・濃厚接触者・医療従事者等が偏見や差別、誹謗中傷を受ける事例が全国で相次いで発生しています。こうした偏見や差別、誹謗中傷は決してあってはならないものであり、市民一人ひとりが、不確かな情報や偏見などに惑わされることなく、冷静な対応に努めることが重要です。2021 (令和3) 年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により、差別的取扱い等の防止に対する国や地方公共団体の責務が規定されました。新型コロナウイルス感染者等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別の解消に取り組むとともに、感染症と その予防についての正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進(健康づくり推進課、人権・同和対策室) 新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別を解消するため、広報上越や市の ホームページ・SNS等の様々な媒体を用いた広報など、必要な啓発活動を推進します。

(2) 相談・救済体制の充実(健康づくり推進課、人権・同和対策室) 新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁 護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。

(3) 学校教育における取組(学校教育課)

新型コロナウイルス感染症の正しい知識の習得と理解を得るように取り組むとともに、部落問題学習、人権教育の中で、感染者等に対する偏見や差別について、人権に配慮した指導を行います。

2 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別

【現状と課題】

エイズは、HIV (ヒト免疫不全ウイルス)による感染症で、適切な治療を受けることで発症を抑えることができます。また、HIVの感染経路は、性的接触、静脈注射薬物使用、母子感染が主なもので、一人ひとりの注意深い行動により予防が可能です。

しかし、厚生労働省のエイズ動向委員会によると、2020 (令和2) 年のエイズ患者とH I V 感染者を合わせた新規報告数は 1,095 人 (エイズ患者 345 人、H I V 感染者 750 人) で、2006 (平成18) 年以降、2013 (平成25) 年の 1,590 人をピークに減少しているものの、2020 (令和2) 年末の累計報告数は 32,480 人になるなど、未だ予断を許さない状況です。

現在では様々な治療薬が開発され、エイズ^{*}患者や HIV 感染者は的確な治療によって症状をコントロールしながら、普通の生活を送ることができるようになっています。

エイズやHIV感染は、当初治療法がなく、報道で病気の恐ろしさのみが強調されて伝えられました。このために誤解や偏見が生じ、アパートの入居拒否や立退き要求、学校におけるいじめ、就職や入学の拒否、職場の解雇などが、医療や教育、労働、地域社会など様々な場面で見られます。また、強制的にHIVの抗体検査を受けさせるような事例もあります。

1988 (昭和63) 年に、WHO (世界保健機関) がエイズの蔓延防止と感染症患者に対する偏見や差別の解消を目的に、毎年12月1日を"世界エイズデー"と定め、様々な啓発と正しい知識の普及活動に取り組んでいます。

我が国においても 1999 (平成11) 年に、感染症患者に対する偏見や差別が発生していることを理由に、「伝染病予防法」、「性病予防法」、「エイズ予防法」を統合し、感染症患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、同法に基づいて策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、患者等への偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及・啓発を行うこととしています。

【施策の基本方向】

エイズ患者、HIV感染者と家族のプライバシーの権利保護及び日常生活の配慮に努め、 エイズとその予防についての正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

【実施施策】

- (1) 啓発の推進(健康づくり推進課)
 - エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別を解消するため、世界エイズデーの 周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。
- (2) 相談・救済体制の充実(健康づくり推進課) エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・ 人権団体等との連携により的確に対応します。
- (3) 学校教育における取組(学校教育課)

性に関する指導において、エイズやHIV感染についての正しい知識の習得と理解を得るように、人権教育はもとより、学級活動などの場においても取り上げるように各学校に指導します。また、指導に当たっては、感染者等の人権に十分配慮した指導を行います。

3 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別

【現状と課題】

ハンセン病は感染力の弱い「らい菌」によって起こる感染症です。治療法が確立された 現代では完治する病気ですが、発病した患者の外見上の特徴のため、古くから特殊な病気 として扱われ、偏見や差別を受けてきました。「らい予防法」により患者は療養所へ強制 隔離され、このため患者とその家族は、偏見や差別を受けてきました。

1996 (平成8) 年に「らい予防法」は廃止されましたが、療養所入所者の多くが隔離により家族との関係を絶たれているほか、入所者自身の高齢化により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ず、社会復帰が困難な状況にあります。

2001 (平成13) 年 5 月、熊本地方裁判所において、「らい予防法」を違憲と断罪する判決が言い渡されてから、20 年が経過しましたが、熊本地方裁判所が指摘するように、国の政策がハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別を招き、多くの悲劇を生んできました。

2003 (平成15) 年 11 月には、熊本県の温泉ホテルでハンセン病元患者が宿泊を拒否されるという重大な差別事件が起きるなど、今なお偏見や差別がハンセン病患者・元患者に多大な苦痛を与え続けています。

2008 (平成20) 年には、ハンセン病患者であった人の福祉の増進、名誉の回復等に関する国、地方公共団体の責務を明らかにした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

が制定されました。また、「ハンセン病差別撤廃決議」が国際連合の人権理事会〔2008(平成20)年ほか〕及び国際連合総会〔2010(平成22)年〕において採択されています。

2019 (令和元) 年には、家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出されたことを受け、国は内閣総理大臣談話を閣議決定し、「患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」ことを表明しています。

【施策の基本方向】

ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別の解消に向けて、ハンセン病についての正 しい知識の普及と相談救済体制の充実を図ります。

【実施施策】

(1) 啓発の推進(人権・同和対策室)

ハンセン病に対する偏見や差別を解消するため、市民への学習機会の提供と市ホームページによる啓発に取り組むとともに、県や人権団体等との連携の下、ハンセン病療養所への訪問事業に取り組みます。

- (2) 相談・救済体制の充実(人権・同和対策室) ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・ 人権団体等との連携により的確に対応します。
- (3) 学校教育における取組(学校教育課) ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を行います。

4 難病患者に対する偏見や差別

【現状と課題】

難病は一般に不治の病と捉えられることが多く、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。

2015 (平成27) 年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされました。

この法律では、医療費助成の対象とする疾患を新たに「指定難病」に指定し、2019 (令和元) 年7月1日時点、333 疾病が医療費助成の対象となっています。これらの難病は原因が不明で治療方法が確立していないため、治療が極めて困難であり、かつ、その治療は長期にわたり、治療費も高額になります。

プライバシー保護のために本人が関係機関への届出を拒んだり、知らないことによって 認定されていない患者がいることも考えられます。関係機関と連携しながら、市民への正 しい知識の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等と連携し救済体制を充実させるとともに、保健・福祉・医療機関等と連携し難病患者が安心して治療を受けられるように、難病についての正しい知識の普及を図ります。

【実施施策】

- (1) 啓発の推進(健康づくり推進課、人権・同和対策室) 患者に対する偏見や差別を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページへの掲載など、必要な啓発活動を推進します。
- (2) 相談・救済体制の充実(健康づくり推進課) 難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連 携により的確に対応します。

5 犯罪被害を受けた人への人権侵害

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的・経済的被害を受けている場合があります。それまでの平穏な生活が一変し、マスメディアやSNSなどによるプライバシーの侵害や名誉毀損といった人権侵害を受けるなどのケースもあります。

犯罪被害者やその家族が、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解や支援が大切です。

【施策の基本方向】

犯罪被害者やその家族の人権に対する支援に取り組みます。

【実施施策】

(1) 支援活動(市民安全課)

専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人にいがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。

(2) 学校教育における取組(学校教育課)

犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。 また、犯罪被害者等である児童・生徒からの相談に対して、十分な配慮の上で的確に 対応します。

6 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲がある場合であっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族・職場・地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

【施策の基本方向】

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消し、社会復帰するための支援や啓発活動を推進します。

【実施施策】

- (1) 啓発の推進(人権・同和対策室、青少年健全育成センター)
 - 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別を解消し、その社会復帰に資するため、市ホームページやチラシ配布など啓発活動を推進します。
- (2) 相談・救済体制の充実(人権・同和対策室) 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題の解消を図るため、国・県・人 権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。
- (3) 学校教育における取組(学校教育課) 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。

7 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別

【現状と課題】

性同一性障害は、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされています。

また、性的指向は、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、同性愛者や両性愛者といった性的少数者の人々は正常と思われず、社会生活の様々な面で人権に関わる問題が発生しています。

性には多様性があることについての理解を深めるとともに、性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現することが大切です。

2004 (平成16) 年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を備え、2人以上の医師の診断により「性同一性障害者」と認定された場合は、家庭裁判所の審判に基づき、戸籍や住民登録など、民法その他の法令の適用については、他の性別に変えることが可能となりました。

しかし、この法律が適用されるためには、現に婚姻をしていないこと、未成年の子どもがいないことなどの条件があり、性同一性障害に係る全ての人が対象ではありません。また、性別適合手術やホルモン治療のための医療費も高額であり、医療保険も適用されないなど、様々な問題が残っています。

市では、性同一性障害に係る人の人権尊重と「上越市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、2004(平成16)年8月から法令や新潟県条例に基づくものなどで性別表記が削除できないものを除き、行政文書から可能な限り性別表記を削除しました。

性には多様性があることについての理解を深めるための正しい知識の普及と意識の啓発 が必要です。

【施策の基本方向】

性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別の解消に向けて、正しい知識を普及するための啓発活動を推進します。

【実施施策】

- (1) 教育・啓発の推進(人権・同和対策室)
 - 性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修 会など啓発活動を推進します。
- (2) 相談・救済体制の充実(人権・同和対策室) 性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁 護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。
- (3) 性同一性障害に係る児童・生徒への対応(学校教育課)

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。

8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

パソコンや携帯電話に加え、スマートフォンが普及したことにより、子どもから大人まで多くの人々が情報の収集や発信にインターネットを使うようになりました。また、気軽にコミュニケーションの輪を広げられるSNSの利用も拡大しています。一方、匿名性が高く、情報が瞬時に拡散するというインターネットの特性から、重大な人権侵害事例も発生しています。

法務省の人権擁護機関が、2020 (令和2) 年に新規に救済手続を開始したインターネットを利用した人権侵犯事件の数は、1,693 件と5年前との比較では43件(2.5%)減少しているものの、高水準で推移しています。

2002 (平成14) 年 5 月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。) では、インターネットの掲示板で誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されたりするなど個人の権利が侵害された場合に、特定電気通信役務提供者(プロバイダ)に情報発信者の開示請求や発信内容の削除請求を行うことや、情報削除によるプロバイダの損害賠償責任を免除することを定めています。

2021 (令和3) 年4月には、インターネットで誹謗中傷を行った人の特定をしやすくするための「プロバイダ責任制限法」が改正され、これまで誹謗中傷を行った人を特定するための開示手続に通常1年ほど要したものが、この法案の施行により、約半年に短縮となりました。

しかし、被害者が特定されない情報などは「プロバイダ責任制限法」の対象外となっているほか、一度掲示板などに書き込まれると完全に削除することは容易ではないため、差別表現や誹謗中傷する表現がそのまま流通するなど、インターネットには人権の視点からは多くの課題があるといえます。

【施策の基本方向】

インターネットによる人権侵害について、提供者と利用者双方の人権の視点に立ったモラル向上のための正しい知識の普及と意識の啓発に取り組むとともに、人権侵害についての相談・救済体制の充実、市が発信する情報の管理に取り組みます。

【実施施策】

(1) 啓発の推進(人権・同和対策室)

インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を 図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り 組みます。

- (2) 相談・救済体制の充実(人権・同和対策室) インターネットによる人権侵害の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団 体等との連携により的確に対応します。
- (3) 市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底(人権・同和対策室、広報対話課) 市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が 活用しているSNSで人権侵害に該当する書き込みやコメントを発見した場合は、アカウントを管理運用する課等へ速やかに連絡し、SNS運営会社への当該記事の削除 請求を行うなど的確に対応します。
- (4) 学校教育における取組(学校教育課)

パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。

9 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人の拉致問題については、2002 (平成14)年の日朝首脳会談において北朝鮮側が初めて日本人の拉致を認めて謝罪し、同年10月に5人の拉致被害者を解放しました。その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008 (平成20)年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

我が国は、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行しました。その中で、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるとされています。

拉致問題は、我が国の主権と国民の基本的人権に関わる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として世論の啓発等に取り組んでいくことが重要です。市においても県と密接に連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮しながら啓発活動を行うなど、市民の理解の促進と世論を喚起することが必要です。

【施策の基本方向】

拉致問題についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深める啓発活動を推 進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進(人権・同和対策室)

県と連携し、啓発資料の配布や「拉致問題巡回写真パネル展」の実施などでの啓発活動に取り組みます。

(2) 学校教育における取組(学校教育課)

児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権 課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ『めぐみ』等を活用し、 拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。

10 新潟水俣病患者に対する偏見や差別

【現状と課題】

新潟水俣病は、アセトアルデヒドの製造工程内で副生されたメチル水銀が、処理されないまま工場排水とともに阿賀野川に排出されたことにより発生しました。1965(昭和40)年6月12日に新潟県が正式に発表して以来、半世紀以上が経過していますが、現在も認定申請が行われています。

新潟水俣病は、地域住民に手足の感覚障害、運動失調、平行機能障害などの健康被害をもたらしただけでなく、病気を理由として被害者やその家族に対する偏見や差別を生みました。病気のために仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や縁談で差別を受けたり、補償金を受け取ることで中傷を受けたりしました。

被害者は病気の辛さに加え、経済的、社会的、精神的にも苦しめられました。偏見や差別を恐れて病気を隠し続けたまま亡くなった人もいるといいます。また、現在も声を上げないでいる人もいます。被害の実態は、正確には分かっていません。

新潟県では、2009 (平成21) 年4月、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行し、できるだけ多くの被害者の救済をめざしています。

しかし、今なお、被害者の健康被害は続き、新潟水俣病への理解が不十分なことによる 偏見や差別はなくなっていません。偏見や差別、誹謗中傷をなくしていくために、新潟水 俣病についての正しい理解の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

新潟水俣病についての正しい知識の普及を図り、市民の関心を高める啓発や教育の取組 を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進(人権・同和対策室)

県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。

(2) 学校教育における取組(学校教育課)

県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習を行います。

この他にも、アイヌの人々への人権侵害や新たに発生した人権問題の解決に向け、正しい知識と理解を深めるための啓発に取り組みます。